

2017年12月6日

立教・学習院合同ゼミ@立教大学 6205 教室

重婚について

立教大学 佐藤・横田・半田・田中・大畑・石原
学習院大学 吉田・鈴木・丸茂

〈論点〉

重婚は日本においては長らく禁止され続けており、その権利が認められている諸外国においても経済的理由等により重婚を行うものは少ない。また、重婚が認められていた時代と現代の間には婚姻に関して大きな価値観の違いが存在する。

一方で、結婚する相手を選ぶ自由の補強や、関係の明確化から浮気・不倫が減少する可能性などの重婚を現代日本において認めるメリットも確かに存在する。

これらを考慮し、民法 732 条および刑法 184 条を削除し、日本においても重婚を認めることに賛成か、反対か。

また、重婚に関する規定として、次のような法案を提示する。

・重婚が認められる条件

既婚者と新たに婚姻関係を結ぶ者は、他の夫または妻に対し報告義務を負う。また、当該婚姻に関して同意を得なければならない。

・子の扶養

①子の扶養義務は、実母およびその配偶者である者すべてに課す。

②子の扶養義務は、DNA 鑑定等の検査によって特定した実父および実母に課す。

・相続

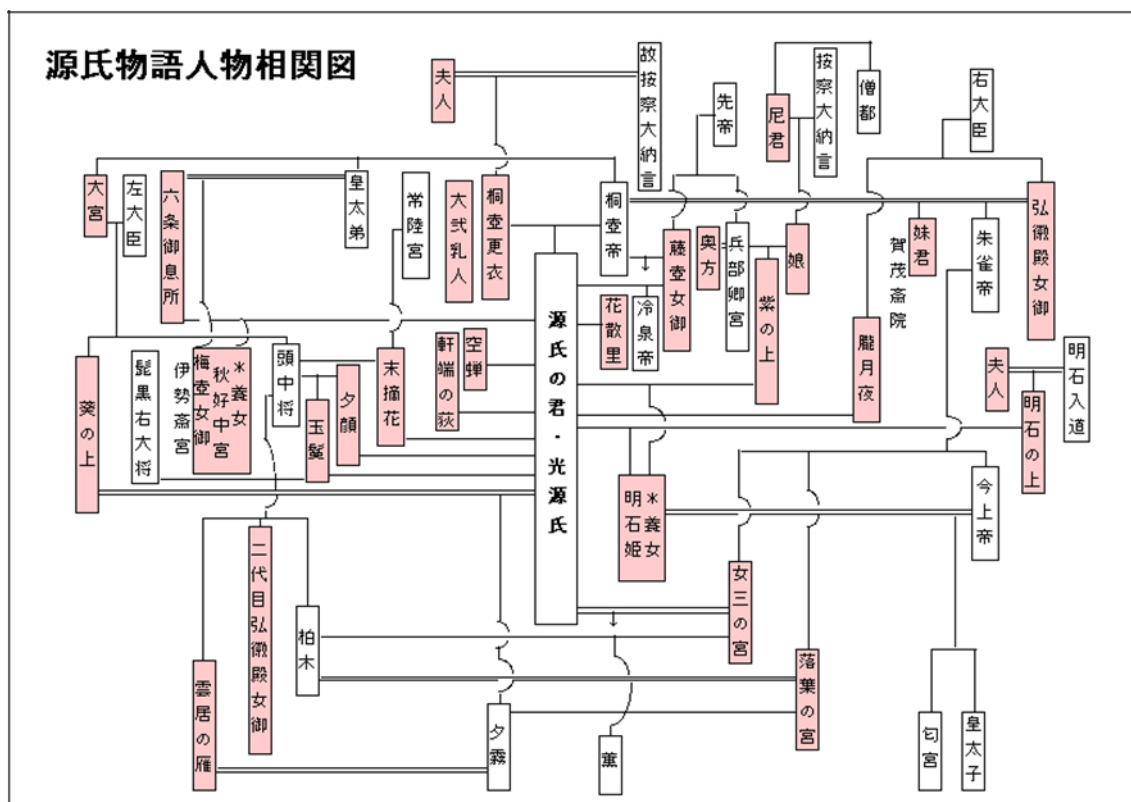
法定相続分は、配偶者を「 $1/(2 \times \text{人数})$ 」、子を「 $1/(2 \times \text{扶養義務を負っていた人数})$ 」とする。

日本において重婚を認めることに賛成の場合、以上の法案に則った重婚制度には賛成か、反対か。なお「子の扶養義務」については、2種類の案のどちらなら賛成・反対かも議論に含めてほしい。

※重婚とは

重婚には様々なレパトリーがある。

- ・一夫多妻：1人の夫に対し妻が2人以上いる状態
- ・一妻多夫：1人の妻に対し夫が2人以上いる状態
- ・多夫多妻：①夫と妻がそれぞれ2人以上で、お互いに婚姻関係を結んでいる状態 ②夫と妻が、それぞれ別の配偶者をもつ状態 etc.



1. 日本における婚姻関係の制度

①日本の規定

1. 婚姻の成立に関する要件

- (1) 実質的要件として①婚姻意思の合致②婚姻障害がないこと
- (2) 形式的要件として③届出

日本においては定めた方式によって婚姻が成立するという点で事実婚主義ではなく法律主義を採用している。

2. 婚姻の成立に関する民法の規定

民法の第4編第2章「婚姻」第1節「婚姻の成立」で規定されている内容

- (1) 民法 第1款 731条—738条 婚姻障害 (2) 民法 739条—741条 婚姻の届出等
- (3) 民法 第2款 742条 婚姻の無効 (4) 民法 743—749条 婚姻の取消し

● 民法 732条 重婚の禁止

「配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。」

民法 732条は、すでに配偶者のあるものが重ねて婚姻をすることができないことを規定する（この場合の婚姻とは法律上の婚姻であり、すでに内縁関係があるということはここで婚姻障害には該当しない）。一夫一妻制の原則を示したものである。社会学的に見れば、こうした原則がどのように生まれたのか等、興味深い考察の対象となるが、現在のわが国における法的規範として、これが確立していることについては争いがない。（重婚は、刑法上も処罰の対象となる。刑 184条）

さて、このような重婚の禁止であるが、通常の場合であれば、戸籍窓口でのチェックがなされるために、実際に、そうした重婚状態が生ずることはないはずである。

しかし、当事者自身が重婚でないと思っていたのに、結果的に、重婚と同様の法律状態が生じてしまうという可能性はある。たとえば、協議離婚後に再婚したが、協議離婚が無効・取消しになった場合、失踪宣告（民 30条）や認定死亡（戸 89条）を受けて再婚したものの、全配偶者が生存していたという場合が考えられる。

● 刑法 184条

「配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、2年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。」

本罪は、民法 732条の規定する一夫一妻制を保護するものである。本条にいう「婚姻」とは法律上の婚姻を意味し、事実婚を含まないとするのが通説である。先行する法律婚における家庭生活を保護するため事実婚を含むとする見解もあるが、事実婚の範囲が不明確であることを考慮すれば妥当でないというべきであろう。したがって本罪が成立するのは、戸籍係員が過誤により後行する婚姻の届けを受理した場合や偽装の離婚届けを提出してから後

行する婚姻の届けを提出し受理されたような場合（名古屋高判昭和 36・11・8 高刑 14 卷 8 号 563 頁）に限られることになる。

- 法定離婚事由

日本においては、民法 770 条により離婚事由が下記のように定められている。

第 770 条 1.夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- 三 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

2.裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

- 婚姻により生じる社会的メリット

法定相続権：事実婚の場合には認められない配偶者相続分を受け取ることが出来る。（民法 900 条）

扶養控除等の税金の特例：所得税や住民税、贈与税に対する控除が受けられるようになる。例えば、配偶者の 103 万までの収入には所得税の控除が受けられる事となっている。また、法律婚であれば遺言による相続には相続税がかからない。（相続税法 19 条）

姓名：同じ姓を名乗ることが可能となる。

嫡出子：法律婚関係にある男女の間に生まれた子供にのみ嫡出時としての権利が認められ、相続権が発生する。非嫡出時も民法 779 条により父母どちらかが認知することで相続権が発生するが、法定相続分は嫡出時の半分となる。

- 養子縁組についての規定

- ・養子の条件

養子は 15 歳以上であれば当事者（養親と養子）双方の意思があれば、実父母の意思と関係なく縁組が出来るが、15 歳未満の者を養子とする縁組の場合は法定代理人による代諾が必要。また、未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可を得ていることが必要。養子は、養親の尊属又は年長者でないことが条件となる。また、婚姻時に配偶者の連れ子がいる場合、養子縁組をしないと、法的に実の子にはならない。なお、原則として自由に離縁ができ、この場合養親と養子の合意と離縁の届出が必要である。裁判による離縁も認められている。

- ・効果

成人の者を養子にする場合、子としての相続分を得られる（当然、遺留分もある）。

養親と養子は、相互に扶養義務を負う。また、実親子との関係が途切れるわけではなく、養子は、養親、実親ともに扶養義務を負う。

養子は養子縁組をもって嫡出子の身分を取得する。

養親と養子の元々の血族との間には法定血族関係は生じず、縁組後に養子に生じた血族と、養親及びその血族との間には法定血族関係が生じる。養親が死亡した場合、養親の血族との間の親族関係を継続させるか打ち切るかは本人の意思による。

養子は養親の戸籍に入り、養親の姓を名乗る。

普通養子縁組の場合、実親子間の親族関係は終了しない。

②日本国内における制定までの沿革

・江戸時代以前

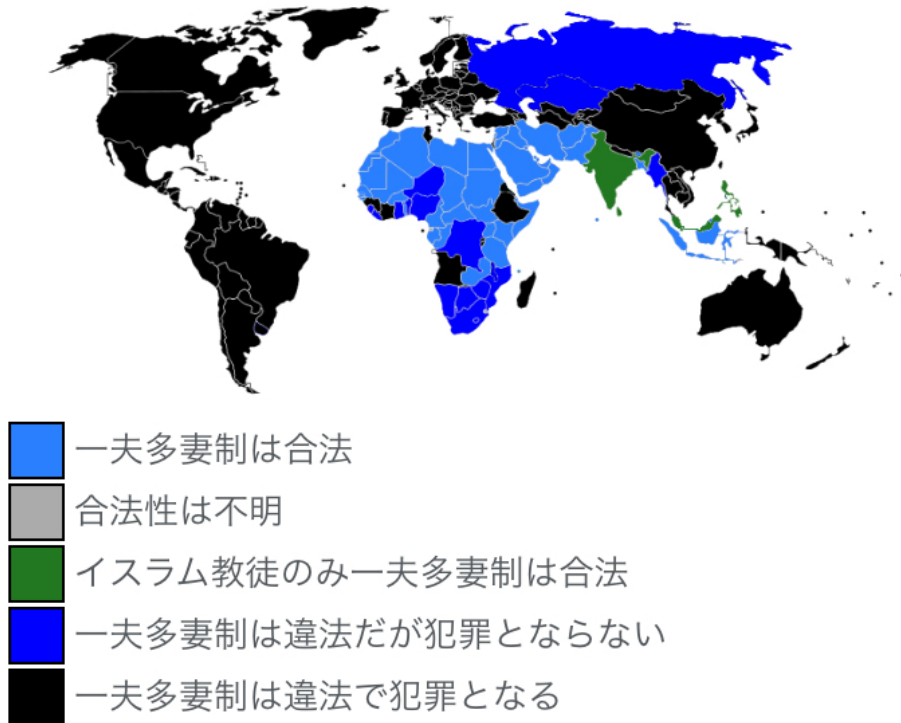
江戸時代以前はそもそも法律が事実上存在しなかったということもあるが、制度上、重婚は禁止していなかった。実際に、上流階級の人々は妾を持つのはごく普通のことであった。江戸時代以前の日本では、男系の跡取りを生むことがとても重視されていたにもかかわらず、現代と比べてはるかに乳幼児死亡率が高かったこと、戦乱などで男性が多く死亡する可能性が高かったことなどから、一夫多妻制を認めていたと考えられている。なお、キリスト教が伝来した際には、キリスト教の教えである一夫一婦制が日本にも伝わったが、上記のような理由からあまり根付くことはなかったとされている。

・明治時代以降

明治時代になり、日本も欧米の考え方の影響を大きく受けることになった。1870年（明治3年）に施行された、今の刑法の原型である新律綱領では、「妻」と「妾」が「二等親」と定められ、この時点ではまだ妾が公認されており、一夫多妻制が公認されていた。しかし、ヨーロッパの列強へ追いつけ追い越せという考えが主流の時代であり、特に福沢諭吉、初代文部大臣でもあった森有礼らが一夫一婦制の考えを持っていたことから、一夫多妻制はやめようという考えが徐々に広まった。その影響か、1882年（明治15年）に施行された旧刑法では、「妾」の条項が削除された。また、1886年（明治19年）には戸籍法でも「妾」が削除（ただしこの時点では完全なものではなかった）された。さらに1898年（明治31年）に民法で親族の規定がされると、正式に重婚が禁止されることとなり、戸籍法でも「妾」が正式に削除され、現代の一夫一妻制の原点となった。

また、日本の皇室でも明治天皇までは側室制度を持っていた。しかし、上記の法律が制定されたため、大正天皇以降は皇室もこれを廃止した。法律で規定されたことももちろんながら、天皇主権であった時代において、皇室がこれを廃止し範を示すことで、一夫多妻制を国民に広く浸透させる結果を生んだと考えられている。制定後は大きな変化がなく、現在に至るまで重婚は禁止されている。

2. 海外における婚姻関係の制度



(<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%80%E5%A4%AB%E5%A4%9A%E5%A6%BB%E5%88%B6>)

1. キリスト教の結婚観

『神は自分の形に人を創造された。すなわち、神の形に創造し、男と女とに創造された』
——旧約聖書創世記一章七節

人間は男女一対を成すものとしてのみ存在するということが、人間存在の基本的事実である。男と女はとは互いに他に対して自分の取るべき位置をはっきりと認識してそれを実行しなければならぬ。これはただ漠然と男性とか女性とかいうのではなくして、「此の男」と「此の女」との間において男女が互いに他に対して責任を取りつつ結ばれて行かねばならぬ、ということが神の定め(神の作った秩序)としての結婚なのである。(『キリスト教の結婚観』より)

上記に示したように聖書においては一夫一妻制が推奨されているように思われる。しかしながら、明確に重婚を禁止するような規定は書かれていない。キリスト教の精神に基づくキリスト教国家では一夫一妻の考え方が好まれ、現在重婚を認めている国は存在しないが、愛人のようなものが黙認されていたと思われる例(ルイ 15 世、フランツ 1 世など)は歴史的に存在する。(筆者調べ)

○付録

『女性に自由なものであるとして生まれ、かつ、権利において男性と平等なものであるとして存在する。社会的差別は、共同の利益に基づくものでなければ、設けられない。』

——女性及び女性市民の権利宣言第一条(1791 年)

『[女子の完全な発展・向上の確保] 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。』

——女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第一部第三条(1979 年)

『[差別と異なる特別措置] 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは差別と解してはならない。』

——女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第一部第四条抜粋(1979 年)

2. アメリカ大陸における婚姻

○モルモン教と多妻婚

モルモン教徒は、1850年からアメリカのユタ地域(現ユタ州)に暮らした。当時のモルモン教の指導者が知事を務めたが、多妻結婚などを非難され政府と対立していく。

モルモン教では、アブラハムやイサク、ヤコブ、モーセ、ダビデ、ソロモンなどをはじめ、様々な時代に多妻結婚を実施するよう神が民に啓示をしたと考えられている。モルモン教創立初期の預言者であるジョセフ・スミスやブリガム・ヤング、ヒーバー・C・キンボールなども、神の啓示により多妻結婚をしたと主張している。ユタ地域の知事を務めたブリガム・ヤングは、少なくとも 20 人の妻をめぐり、56 人の子をもうけたという。

多妻結婚に入る人々は、その件について承認を受けなければならない、また結婚は神権の結び固めの権能によって執り行われなければならない。

1862年にリンカーン大統領がモリル反重婚令に署名し、また1882年にはエドマンズ・タッカー法が成立したことで、アメリカでは多妻結婚が違法とされ、モルモン教と政府の対立は一層深まった。1887年にはモルモン教会を解散させる法律が可決され、1890年に教徒の投票権が取り上げられた。

1890年9月、当時のモルモン教指導者ウィルフォード・ウッドラフが多妻結婚をやめさせる旨の啓示を受けたと発表、さらに1904年には次の指導者ジョセフ・F・スミスが複数の妻をめとる者は破門にする方針を打ち出したことで、モルモン教徒でもアメリカの法に順応する形で重婚が禁止されることとなった。

現代においては、結婚に関する主の律法は神が命令（啓示）をくださない限り、一夫一婦制としている。

3. イスラームの結婚観

イスラームにおける婚姻は、法的な取り決めとして契約が交わされ、キリスト教的な意味での神聖な儀式とはされていない。イスラーム的婚姻ではそれぞれの配偶者に対応した権利と責任が定められている。婚姻関係において生まれた子供たちは嫡出子とされ、両親からの相続権を共有する。

イスラームにおける婚姻の主たる目的は、婚姻関係内に限った性行為の規制、そして家族の維持と拡大の土壌を形成することである。

○クルアーンにおける一夫多妻

一夫多妻制社会の具体例として採り上げられることが多いのがイスラーム社会である。以下、イスラーム社会においてどのように一夫多妻制が用いられているのか述べる。

ムスリムの啓典であるクルアーンは、一夫多妻制の数を明確に制限し、その実践を厳しく制限する唯一の啓典である。

**“..あなたがたがよいと思う2人、3人または4人の女を娶れ。だが公平にしてやれそうに
もないならば、只1人だけ。” (クルアーン4:3)**

クルアーンによれば、持つことの出来る妻の上限は4人までである。イスラームの初期、妻を4人以上持っていた人々は、イスラームを受け入れる際に5人目以降とは離縁することが求められた。

しかし、現在では4人までと明言されているが正当な理由があれば5人以上の妻を持つてもよいとされている。実際にイスラーム教国の王侯貴族には5人以上の妻が公式にいるこ

とはめずらしくなく、5人目以降の妻の子であっても継承権などにおいて差別されることはない。

さらに、イスラームは妻全員を平等に接するよう要求することにより、一夫多妻制の改革をしたのです。ムスリムにとって、扶養・出費・時間やその他の夫の義務において、妻たちの間に差をつけることは許されていない。イスラームは男性が他の妻に平等に出来ない場合、複数の結婚を許していない。

これらの条件を満たせないときは一夫一妻が奨励され、夫が義務を怠ったりそれぞれの妻の扱いに差異を設けたりする場合は離婚申し立てと賠償の根拠となりうる。(ただし、この妻を平等に扱う規定に対しては、実際のイスラームの歴史において特に強調されるようになったのは、近代に入り女性の人権を擁護する動きが強まってからである。)

また、イスラームにおける婚姻および一夫多妻制は、合意に基づいたものである。既婚男性と独身女性の結婚を強要することは誰にも出来ない。

イスラームでは、ただ単に一夫多妻が許可されているだけであり、それを強制することも、要求することもない。それに加え、独身女性は婚姻契約の際に、夫となる男性が他の女性と将来結婚しないことを条件付けることも出来る。

西洋社会においてよく誤解されているが、こうした文化の女性たち(特にアフリカやイスラーム文化において)は、一夫多妻制を女性に対する不名誉とは見なしておらず、世界にはこの一夫多妻制は時代遅れであるとの評価もあるが、一夫多妻制を女性への侮辱と同一視することは、他の文化に対する自民族中心主義的な偏見といえる。

一方で、イスラームにおいて一夫多妻が明確に許可されているにも関わらず、ムスリム社会においてその実践を目にすることは極めて稀なことである。

一部の研究者たちによると、一夫多妻を実践している既婚男性は2%に至らないと見積もっている。ムスリム男性の大半は、一家族以上を養うことは出来ないと感じているからである。複数の家族を養うことの出来る程の経済的余裕のあるケースでさえ、複数の妻への処遇問題に対する精神的負担への心配から、一夫多妻を避けることがしばしばある。

歴史的にイスラーム社会においても二人以上の妻をもつのはごく限定的なものであり、それ以上は大商人などの非常に限られた層だけであったことが明らかになっている。

したがって、ムスリム世界における一夫多妻を実践する家族の数は、西洋社会における婚外交渉のそれよりも低くなっているのが現状である。それは言い換えると、広く行き渡った概念に反して、ムスリム社会の男性たちは西洋社会の男性たちよりも、厳格に一夫一婦に忠実であるということである。

○一夫多妻制が確立した背景

イスラーム社会で**一夫多妻制**が制度として確立したことに対して、イスラーム法学者からはウンマ（イスラーム共同体）の初期（イスラーム帝国時代）の社会状態が背景にあると説明されることが多い。

正統カリフ時代は戦争が相次ぎ、女性は故郷に残されたまま寡婦となることもあった。この際の経済的扶助手段として導入された、とされる。また教義面からはイスラームは宗教的に結婚と社会的再生産を奨励するため、女性の結婚する権利を重視する。しかしながら戦時など一時的に男女間の人口不均衡が起こった際に女性が結婚できにくくなる可能性があり、この際に女性の結婚権を保障するために一夫多妻制が導入されたとも説明しうる。また前近代もしくは発展途上国において、男性による女性への選好の容認および血統主義の観点から、一夫一妻制で子をなせない場合に男性が妻以外の女性と子をなすことが想定され、これを制度化することにより、男性優位的な婚姻制度に一定の安定性を持たせたものともいえる。

4. アフリカにおける婚姻

○アフリカの重婚の可否

・一夫多妻制認める国

西アフリカに多い…ブルキナファソ、マリ、セネガル、ナイジェリア、ガーナなど

中央アフリカ…チャド

東アフリカ…タンザニア、ウガンダ、ケニア、エチオピアなど

北アフリカ…モロッコ

西アフリカにはイスラム教徒が多いことも要因。（東アフリカや南部では比較的キリスト教徒が多い）

・認めない国

トルコ・チュニジアでは明文化して禁止している。

シリア・イラク・パキスタンでは裁判官の許可が必要。

モロッコ・ヨルダン・エジプト・アルジェリアでは妻の了承が条件。

→しかし現状は、複数の妻を持つ男性は非常に少ない

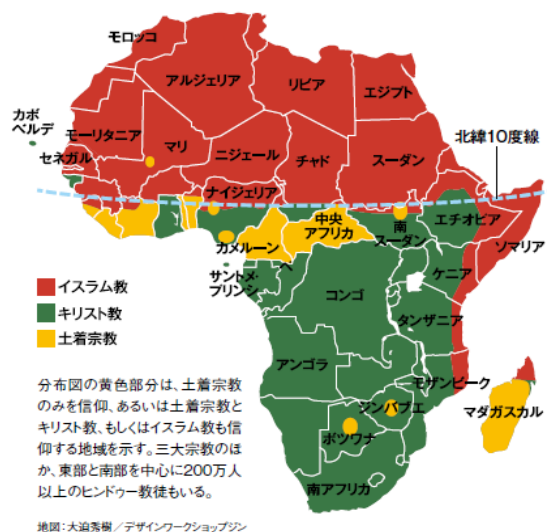
(理由)

- ・経済的に不可能 (一部の裕福な人しかできない)

慣習として、男性は結婚の際、結納金と住居を用意しなければならないため、一般的にはハードルが高い。

- ・重婚にたいする周りの目は冷ややか。倫理的に疑問視されることもあるという。

アフリカ大陸の宗教分布図

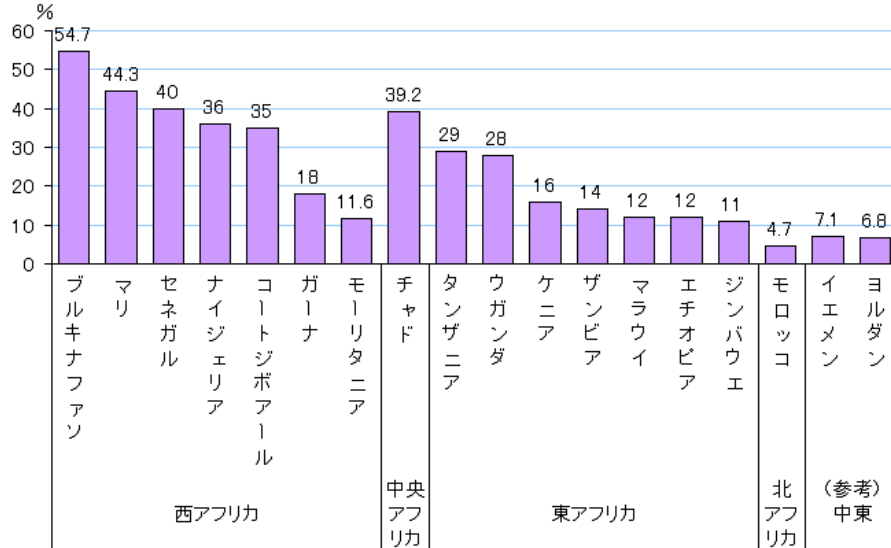


○アフリカの結婚観

アフリカの結婚制度の大きな特徴である一夫多妻婚について、早瀬保子・大淵寛編著(2010)はこう述べている。「国連アフリカ経済委員会 (UNECA) の報告によると、アフリカの男性にとって一夫多妻婚の最大の魅力は、経済的誘引 (数人の妻の労働力、広い土地と農業生産物の収量の増大により、富と高い地位を得る可能性) によるものである。(中略) 各国人口保健調査より一夫多妻婚女性の特徴として、早婚、低学歴で農村居住であることが挙げられる。」

一夫多妻制度に対するイスラム教の影響については簡単ではない。イスラム人口比率と一夫多妻婚比率の相関図を描いてみると、中東・北アフリカではイスラム人口比率が100%近いのに一夫多妻は少ない。ところが、中東・北アフリカの国を除くと、イスラム人口比率が高いほど一夫多妻婚比率も高くなるという相関関係が成立しているようにも見える。一夫多妻はもともとサハラ以南アフリカに由来から存在した家族制度であるが、イスラム教は、一夫一妻制に執着するキリスト教に対して、一夫多妻制に対して寛容であった。従って、イスラム人口比率の高い国はそれだけキリスト教あるいは西欧の影響度の低い国である相関が成立していると捉えることが可能であるようだ。

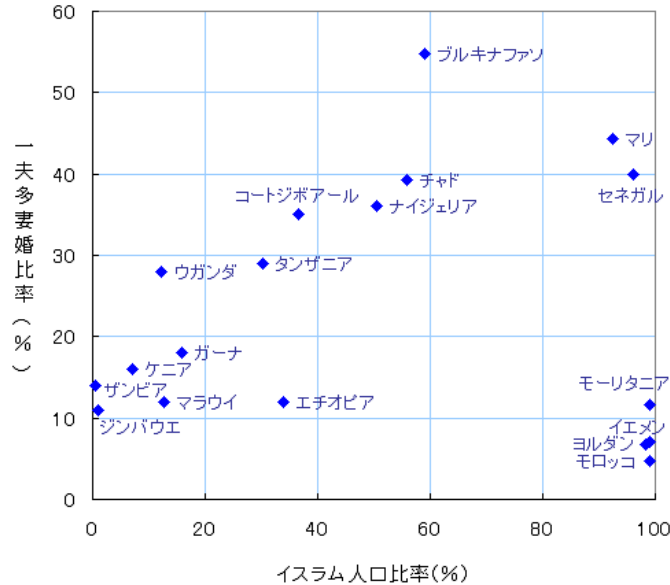
アフリカ諸国の一夫多妻婚比率



(注) 有配偶女性のうち一夫多妻状態にある者の比率。1996年以降のデータ。出所と年次は次の通り。ブルキナファソ(1998/99)、マリ(1996/97)、モーリタニア(2000-01)、チャド(1996/97)、モロッコ(2003/04)、イエメン(1997)、ヨルダン(2002)はトッド・クルバージュ(2007)による。セネガル(2004)、ナイジェリア(2003)、コートジボアール(1998/99)、ガーナ(2008)、タンザニア(2004/05)、ウガンダ(2006)、ケニア(2003)、ザンビア(2007)、マラウイ(2004)、エチオピア(2005)、ジンバウエ(2005/06)は早瀬・大淵(2010)による。

(資料) 早瀬保子・大淵寛編著「世界主要国・地域の人口問題(人口学ライブラリー 8)」原書房(2010) エマニュエル・トッド、ユセフ・クルバージュ「文明の接近」藤原書店(原著2007)

アフリカ諸国のイスラム人口比率と一夫多妻婚比率の相関



(注) (資料) 同上。イスラム人口比率は、Pew Forum in Religion & Public Life, MAPPING THE GLOBAL MUSLIM POPULATION, October 2009 による。

○ウガンダ

・重婚の考え方

イスラム教の場合は妻の人数が 4 人までで、それぞれ対等に扱わなければならない、という縛りがあるけれど（一人の妻にネックレスを買ったら、他の妻にも同等の品物を与える）、そういった縛りはない。逆に、妻同士が、ときにはより美しくなるようにお手入れをしたり、より沢山子供を作ったり、夫から与えられたお金を浪費するのではなく生産的に使うことで才覚がある妻であることを示したり、さまざまな方法で夫の愛情を獲得するために競争する。これによって、妻が怠惰にならない競争原理が働くと、夫も妻を増やすためにより稼ぐインセンティブが生じるので、ある意味でよく機能していた。

<最近>

最近では、経済が厳しいのと（前から厳しい気もするが）、やはり映画等を通じて欧米の影響を受けていることもあり、一人（またはより少数の）の妻を愛する方がカッコいい的な感覚がエリート層を中心に広まっており、変わりつつあるとのこと。

・妻の代替性

<かつて>

例えば、4人妻がいて、その一人をすごく手厚く可愛がっていたとする。そうすると、その妻の実家は、是非姉妹も、ということで、妻の姉妹も旦那と結婚するように差し出すらしいのだ。また、仮に妻が不妊の場合には、別途姉妹を妻として差し出し、子供を生ませるようにするらしい。また、妻が亡くなった場合にも、姉妹が差し出されるらしい。

○ケニア

イギリスの植民地の影響により、キリスト教がしみ込んでいる。国民の 83%がキリスト教である。しかし一夫多妻制に対し違法性はなく、伝統的な地域社会やイスラム教徒の社会では一般的で、一夫多妻婚の比率は人口の 5 分の 1を占めている。

これまで一夫多妻制は慣習として成立していたが 2014 年に成文化され、結婚できる人数に上限はないこと、妻には拒否権がないということが議論されている。最初に提出された案は妻に夫の選択を拒否できる権利を付与していたが、男性議員らがこの条項の削除を推進した。

ケニアの一夫多妻制は、社会の生産力が低く、特に社会進出が制約されている女性が自立して生活していくことが困難であった時代を背景としたものである。

「アフリカ女性と結婚するとき、その女性は第 2 の妻、第 3 の妻がやって来るつもりでいなければならない。それが、アフリカだ」 ジュネット・モハメド議員

「男性が女性を連れて家に帰れば、第2、第3の妻とみなされる。慣習法の下では自分の妻に、第2、第3の妻を連れて帰ることを知らせる必要はない。連れて帰った女性はみんな妻だ」 ケニア公正法務委員会サミュエル・チェプコンガ委員長

○南アフリカ共和国

南アフリカ共和国で一夫多妻制は合法だが近代化が進み、また欧米風のライフスタイルが根付く中で、実際には少なくなりつつある。また2010年の統計によれば、南ア国民の4分の3近くが、一夫多妻に反対だと回答しており、女性では反対の割合は83%となっている。

一方2012年、ジェイコブ・ズマ大統領（70）が6度目の結婚、4人目の妻を迎えた。4人目のファーストレディーになるンゲマさんとは長年婚約状態で、すでに7歳の息子がいる。結婚式にはこれまでの妻3人も全員出席した。

5. アジアにおける婚姻

○インドネシア

Pada dasarnya seorang pria hanya boleh memiliki seorang isteri.

Seorang wanita hanya boleh memiliki seorang suami.

「一人に一人の配偶者である。」

とあるので、やはり憲法としては、重婚は認めていない。しかし以下の場合には裁判所で申し出て認められるとある。

- ・妻が回復の見込みのない障害や病気がある。
- ・妻が子どもを産むことができない。

また、その条件として、

- ・他の妻（たち）の同意
- ・妻（たち）と子どもたちの生活保証する能力が確実であること。
- ・妻（たち）と子どもたちを平等に扱うことを保証する。

と定められている。

しかし現在の社会では、以下のような動きがある。

・「一夫多妻クラブ」を設立 マレーシアの重婚奨励団体 「新たな火種生む」と批判も
バンドン（じゃかるた新聞 2009 年）

マレーシアを本部にムスリムの一夫多妻を広める活動を行っている一夫多妻クラブ「グローバル・イクワン」がこのほど、西ジャワ州バンドンでインドネシア初の支部を開設した。国内各地から一夫多妻の家族が参加、メンバー同士が交流を深め、カウンセリングなどの活動も行っていく方針。これに対し、女性団体は「一夫多妻を容認する組織は女性差別を助長する」と抗議し、イスラム団体も「新たな問題を生む」との見解を表明するなど、一夫多妻制の是非をめぐる議論が再燃することになりそうだ。

経済扶助など経済的に困窮する女性を支援する内容も含まれているほか、一夫多妻で悩む人のカウンセリングも実施。今後は、スマトラなどにも支部を展開する方針という。

一夫多妻はイスラムの教義で四人まで認められているが、イスラム指導者会議（MUI）のマアルフ・アミン議長は、国内の女性の多くが反対していることから「クラブは不要。新たな問題を生み出す」と否定的な見解を示した。MUI の西ジャワ支部長らも異議を唱えている。

インドネシアでは近年、一夫多妻をテーマにした「ブルバギ・スアミ（分かち合う愛）」や「アヤット・アヤット・チンタ」などの映画作品のヒットを契機に議論が過熱。宗教省幹部は今年に入り、三十五年前に制定された婚姻法は、現在の社会制度や結婚観にそぐわないとして、一夫多妻を認める条項の見直しも示唆していた。

○インド

イスラーム教徒のほかに、トダ族、ナヤール族という民族が一妻多夫制をとっている。一人の女性が同時に二人以上の男性を配偶者とする一妻多夫婚の事例は、現実には非常に少ない。兄弟同士で妻を共有する一妻兄弟婚と呼ばれるケースが多くを占める。一妻多夫婚とされる多くの場合、実際に男たちによって共有されているのはその女性との性行為の権利だけだという。生まれてきた子どもは、しばしばその女性と最初に契約を結んだ男の実子とされる。

・トダ族

ニールギリ山地で農耕を営む一妻多夫で有名な種族。長男と結婚すると、自動的にその弟たちも夫となる。また部落を異にした男たちと結婚すると、一ヵ月間隔で夫のもとを巡回する。近年は女性の数も増え、一夫多妻に移行しつつある。

・ナヤール族

全ての少女は、名目上の夫によって金の板を首の回りにつけてもらう。婚姻儀式を終えると、誰とでも同衾することが許されており、普通数名の恋人を持つ。名目上の夫にはいかなる婚姻上の権利もない。また女と複数の男たちの関係も、極めてルーズな束の間のものであり、同居も伴わず、父親としての義務も無視されている。

○中国

・チベット族

チベット語で“sa sum”¹といわれる一妻多夫婚の中には、兄弟型一妻多夫婚や父子型一妻多夫婚、その数は非常に少ないが叔父甥による一妻多夫婚もあり、また血縁関係のない者同士による友人型一妻多夫婚もある。ほとんどが兄弟型一妻多夫婚（**fraternal polyandry**）である。一妻多夫を認める理由は三点ある。

①チベットの社会では基本的に父系制による婚姻形態で、夫方居住をしているので、父系の世襲で家の財産や土地が受け継がれている。チベット族は均分相続をおこなうため、息子たちが結婚により分家してしまふと、土地や財産が目減りする。従って息子たちに一妻多夫婚をさせ、分家を防ぎ、家産の分割を避けようとしたということである。

②財と労働力の分散を防ぐことができる。兄は兄弟を代表してある女性と結婚し、弟たちは兄に従いながら、兄の妻に対する性的権利を兄と共有するのである。兄弟が分業（牧畜・商業など）をおこなうのがチベット族の一般的な労働形態であり、妻を共有し同居することで、経済的にも協力することができる。兄弟的多夫一妻婚によって、兄弟のうち誰かが放牧や商用で留守にしても妻は安心していられる。父系氏族の結束が維持される。

③チベット族は、兄弟を心一つの人であるとみなしている。兄弟型一妻多夫婚は、心が一つである一体化したかのような兄弟が、1人の女性と結婚しているのであって、その点からは一夫一婦婚と何ら変わるものではないのである。

3. 有識者の見解

・重婚罪は民法の「一夫一妻制」の保護の為に残されているに過ぎない

刑法 184 条においては、配偶者のある者が重ねて婚姻をした時には罰せられるとの規定があるものの、ここで言う「婚姻」とは民法上で規定されているものに限られる。そして、民法では配偶者のある者は重ねて婚姻することが出来ないと規定されている為、上記の規定は離婚届の偽装や戸籍係の処理場のミス等ごく例外的な場合にのみ適用されるに過ぎない。

婚姻届が提出されていない事実上の重婚は刑罰の対象には含まれない為、刑法においてはあくまでも日本の婚姻関係の基礎となっている「一夫一妻制」の保護の為に残されているに過ぎないとも言えるだろう。

・重婚が成立してしまった例から見る重婚罪の問題点

昭和 46 年に起きた役所のミスによる重婚の判例を見るに、日本が規定している重婚に関する法そのものにも問題があるように思える。

当該判例は「A 男と B 女の離婚届が受理された後、A と C 女の婚姻届出により婚姻が成立したが、その後前妻である B が家庭裁判所において協議離婚無効の訴えを起し、それが認められた。よって A の戸籍には B と C の二人が記載されることとなった。というものである。

民法・刑法上で禁じられている重婚の状態が生じているため、行政による介入等何らかの強制的手段で AB 間もしくは AC 間の婚約を解消すべきであるが、現在の日本の規定においてはそのようなことは出来ず、取消権者たる ABC 及び検察が申し立てない限り婚約は解消することが出来ない。

これを調査した横浜市政策局はこの仕組みに疑問を抱き、B の協議履行無効に関する戸籍訂正申し立てを受理した役所側が AC 間の婚約解消等何らかの行動を起こせるよう法整備を行うべきだと述べている。

・重婚的内縁

社会的には夫婦として生活しながら、法律上は夫婦でない男女の共同生活関係を内縁として、学説・判例は婚姻に準ずるものとして「重婚的内縁」と呼称し保護している。

重婚的内縁においては民法で規定されている婚姻の効果のうち共同生活に関わる効果は認められており、正式な婚姻関係にない者に認められない権利は以下の例などに過ぎなくなっている。

- ・ 婚姻関係の発生（民 725）
- ・ 夫婦同性（750）
- ・ 配偶者相続権（890）

上記について、内縁夫婦の一方が死亡した場合、死亡した内縁配偶者の遺産について、生存しているもう片方の内縁配偶者には相続権類似の権利と従来から居住していた住居に住み続けられる居住権を認めるべきではないかという事が問題視されてきた。

前者については、学説においては離婚の際の財産分与制度を類推適用し、これを認めるべきであるという主張がなされてきたが、最高裁はこれを否定する判決を下している。(最決平12・3・10民集54巻3号1040頁)

4. 重婚のメリット・デメリット

メリット

- ・結婚したい相手とする自由の確保
- ・選択肢の増加
- ・関係の明確化による不倫・浮気の減少、それに伴う離婚の減少
- ・母親の負担分散、それに伴う少子化や晩婚化の予防
- ・内縁の妻の権利保護
- ・重婚の夫、妻同士の相互扶助コミュニティーの創設

デメリット

- ・法改正の手間
- ・父親が誰か分からなくなる危険性
- ・配偶者に自分以外の夫・妻が存在する子への不快感
- ・現代の価値観に合わない

【参考文献】

- 井上洋子、2012、『ジェンダーの西洋史』法律文化社
- 加藤秀一、2004『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか』、ちくま新書
- 菅田吉、1962、『キリスト教の結婚観』立教学院諸聖徒礼拝堂
- 窪田充見、2017、「婚姻の成立」、『家族法 民法を学ぶ第3版』、有斐閣
- 西田典之、2012、「わいせつおよび重婚の罪」、『刑法各論第6版』、法律学講座双書
- 浜本隆志・伊藤誠宏・柏木治・森貴史・溝井裕一、2011、『ヨーロッパ・ジェンダー文化論』明石書店
- 早瀬保子・大淵寛編著、2010、『日本大百科全書(ニッポニカ)・「世界主要国・地域の人口問題(人口学ライブラリー8)」』、原書房
- アンドリュー・ジャクソン、2012、『モルモン教とキリスト教はどう違うのか』(結城絵美子訳)、いのちのことば社
- エマニュエル・トッド、ユセフ・クルバージュ、2008、『文明の接近』(石崎晴巳訳)、藤原書店
- ウィキペディア、「一夫多妻制」、
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%B8%80%E5%A4%AB%E5%A4%9A%E5%A6%BB%E5%88%B6> (2017年11月15日アクセス)
- 河原英夫、1971、『「ある重婚例」に関する一考察』、『横浜市政策局調査季報 第31号』
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chousa/kihou/31/kihou031-069-072.pdf>(2017年11月26日アクセス)
- 糸美奈子、2006、「明治の初めまで日本も一夫多妻制だった!」、
<https://allabout.co.jp/gm/gc/225488/2/>(2017年11月26日アクセス)
- 源氏物語 家系図、<http://www.zd.ztv.ne.jp/musicbox/indexgenjikan.bmp> (2017年11月29日アクセス)
- コトバンク、「一妻多夫婚」、
<https://kotobank.jp/word/%E4%B8%80%E5%A6%BB%E5%A4%9A%E5%A4%AB%E5%A9%9A-31466> (2017年11月25日アクセス)
- コトバンク、「トダ族」、
<https://kotobank.jp/word/%E3%83%88%E3%83%80%E6%97%8F-105262> (2017年11月25日アクセス)
- 産経 WEST、2016、「一夫多妻制、一妻多夫制があるのはどこの国?」、
<http://www.sankei.com/west/news/161224/wst1612240006-n3.html> (2017年11月25日アクセス)
- 末日聖徒イエス・キリスト教会、2014、「あなたの教会はなぜ以前に多妻結婚(一夫多妻)を実施していたのですか。」、
[https://www.mormon.org/jpn/FAQ\(%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B](https://www.mormon.org/jpn/FAQ(%E3%82%88%E3%81%8F%E3%81%82%E3%82%8B)

[%E8%B3%AA%E5%95%8F\)/%E3%83%86%E3%83%BC%E3%83%9E/%E4%B8%80%E5%A4%AB%E5%A4%9A%E5%A6%BB](#) (2017年11月25日アクセス)

六鹿桂子、2011、「チベット族における兄弟型一妻多夫婚の形成理由の考察」、
<http://www.lang.nagoya-u.ac.jp/bugai/kokugen/tagen/tagenbunka/vol11/12.pdf> (2017年11月25日アクセス)

山本美樹、1996、「立法と調査 NO.194」、
<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column008.htm> (2017年11月26日アクセス)

るいネット、2010、「インドの婚姻様式」、
<http://www.rui.jp/ruinet.html?i=200&c=400&m=241044> (2017年11月25日アクセス)

AFP BBNEWS、2014、「ケニアで一夫多妻制法案を可決、男性議員が妻の拒否権削除」、
<http://www.afpbb.com/articles/-/3010891> (2017年11月16日アクセス)

AFP BBNEWS、2012、「ズマ大統領が6度目の結婚、現在の妻4人に南アフリカ」
<http://www.afpbb.com/articles/-/2873246> (2017年11月16日アクセス)

The Religion Of ISLAM、2011、「イスラームにおける一夫多妻」、
<http://www.islamreligion.com/jp/articles/325/> (2017年11月15日アクセス)